

第2次やちよ男女共生プラン第2期実施計画

平成23年度進捗状況報告書（対22年度実績）

及び

計画期間進捗状況の総括（対18～22年度実績）

八千代市生涯学習部男女共同参画課

平成24年 1月

目次

1. 平成23年度進捗状況報告書（対22年度実績）	1
①やちよ男女共生プラン実施計画に基づく進捗状況報告	1
(1)概要	1
(2)具体的な取り組みの進捗状況	1
(3)積極的に推進された具体的な取り組み	9
(4)24項目の指標の進捗状況	12
(5)24項目の指標の進捗状況の評価	12
(6)今後の見解	12
②審議会等における女性委員・公募委員の登用状況報告	13
(1)目的	13
(2)目標	13
(3)22年度の審議会等数	13
(4)登用状況報告	13
(5)今後の見解	14
2. 計画期間進捗状況の総括（対18～22年度実績）	15
①計画期間進捗状況の総括	15
(1)計画期間進捗状況の総括の概要	15
(2)第2次やちよ男女共生プラン第2期実施計画の概要	15
(3)主要課題全体における具体的な取り組みの計画期間通期の進捗状況	17
(4)計画期間の5年間において積極的に推進された具体的な取り組み	21
(5)24項目の指標の計画期間通期の進捗状況	27
②男女共同参画の現状と課題	29
(1)市民意識の現状と課題	29
(2)市内事業所の現状と課題	34
(3)国における男女共同参画の現状と課題	37
(4)今後の八千代市の男女共同参画社会の形成に向けて	41

[添付資料]

資料1	第2次やちよ男女共生プラン第2期実施計画	進捗状況集計
資料2	第2次やちよ男女共生プラン第2期実施計画	進捗状況一覧
資料3	第2次やちよ男女共生プラン第2期実施計画	指標一覧
資料4	八千代市審議会等における女性委員及び公募委員	登用状況集計
資料5	八千代市審議会等における女性委員及び公募委員	登用状況一覧
資料6	八千代市審議会等における女性委員登用状況及び管理職在職状況の推移	(平成13～22年)
資料7	八千代市の審議会等における女性委員登用状況の推移【他団体との比較】	
資料8	第2次やちよ男女共生プラン第2期実施計画通期の進捗状況調査結果	(取組一覧)

1. 平成23年度進捗状況報告書（対22年度実績）

〔資料〕 資料1 第2次やちよ男女共生プラン第2期実施計画進捗状況 集計
資料2 第2次やちよ男女共生プラン第2期実施計画進捗状況 一覧

①やちよ男女共生プラン実施計画に基づく進捗状況報告

(1)概要

「第2次やちよ男女共生プラン第2期実施計画」は、その期間を平成18年から平成22年とし、5つの主要課題に対して124項目の具体的な取り組みを掲げ、取り組みを実施する各所管課及び多くの市民とともに、男女共同参画社会形成に向けての推進を図っているところである。

今回、この124項目の具体的な取り組みについて各所管課へ調査を実施した。本報告書では、所管課が22年度に実施した235本の具体的な取り組みの達成率（評価）のちとって報告する。

(2)具体的な取り組みの進捗状況

主要課題Ⅰ ひとしく認めあう —男女平等の意識づくり—（25項目51事業）

女性と男性が、家庭・地域・職場・学校などのあらゆる場面において、互いに等しく認めあう男女平等の意識づくりを進める。

	A 積極的に推進を図り達成した		B ほぼ達成した		C 達成できなかった		D 未実施・休止・廃止だった		計	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
18年度	24	53.3%	19	42.2%	0	0.0%	2	4.4%	45	100%
19年度	20	41.7%	27	56.3%	0	0.0%	1	2.1%	48	100%
20年度	21	41.2%	28	54.9%	1	2.0%	1	2.0%	51	100%
21年度	23	45.1%	24	47.1%	1	2.0%	3	5.9%	51	100%
22年度	20	39.2%	25	49.0%	1	2.0%	5	9.8%	51	100%

Aの割合が45.1%から39.2%に減少し、Bの割合が47.1%から49.0%に増加した。

Cは平日に父親の参加出来る条件が少ない事等で講座の参加者が多く集まらなかったためである。

Dの割合が、5.9%から9.8%に増加している。これは、事業の見直しを行ったことにより、事業の整理統合や別の事業へ代替されたものである。

1. 固定的な意識の是正（10項目22事業）

①目的

- ・ 「男性だから」「女性だから」ということで、生き方の選択の幅が狭められることのない社会をつくるため、人権意識を持つ。
- ・ 女性に対する暴力問題の解決に向け、暴力は人権の享受を妨げ、自由を侵害するものであるという意識を広める。

②分析

- ・ 男女共同参画に関する講座・研修会の開催、DVD・書籍の貸出や情報誌の作成・配布等による啓発活動が積極的に実施されている。また、生涯学習情報システムまなびネットやホームページを効果的に活用することにより、より多くの方に情報を提供することができた。
- ・ 人権・悩み・暴力・DV等の相談窓口へ多くの相談が寄せられ、相談体制の充実が図られている。

2. 男女平等の視点に立った教育の推進（15項目29事業）

①目的

- ・ 個人の能力・適性をいかすことのできる男女平等の視点に立った保育・教育を推進し、男女平等の意識の啓発を行うとともに、それぞれ自立した生活ができる能力を身につける。
- ・ 家庭や地域や職場などのあらゆる場において、男女平等の社会的風土を醸成し、生涯にわたり男女平等の視点に立った教育を進める。

②分析

- ・ 性差にとらわれず一人ひとりが個性を伸ばすことができる男女共同参画の視点にたった保育・教育が積極的に推進されており、子どもの時から男女共同参画が進められている。
- ・ 高齢者を対象とした学習や趣味づくり、また子育て支援講座等地域でのコミュニケーションを促進することを目的とする講座が開催され、講座を通して家庭生活や地域活動への共同参画を支援している。

主要課題Ⅱ 共につくりだす —あらゆる場への男女共同参画—（27項目38事業）

家庭・地域・職場等あらゆる分野でいきいきと活動していくため、行政における審議会等の女性委員の割合を増やすことや、性別役割分業意識の是正を行い、組織の方針、決定の場への女性の参画を進める。また、家庭生活と職業生活の両立ができる支援策や意識改革を進める。

	A 積極的に推進を図り達成した		B ほぼ達成した		C 達成できなかった		D 未実施・休止・廃止だった		計	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
18年度	16	44.4%	20	55.6%	0	0.0%	0	0.0%	36	100%
19年度	13	37.1%	22	62.9%	0	0.0%	0	0.0%	35	100%
20年度	13	34.2%	25	65.8%	0	0.0%	0	0.0%	38	100%
21年度	15	39.5%	18	47.4%	2	5.3%	3	7.9%	38	100%
22年度	10	26.3%	22	57.9%	0	0.0%	6	15.8%	38	100%

Aの割合が39.5%から26.3%に減少し、Bが47.4%から57.9%に増加した。

Cの割合が5.3%から0.0%に減少し、Dの割合が7.9%から15.8%に増加している。Dの増加の原因については、情報提供に関する事業（パンフレットやチラシ等の配布）が多く、必要に応じて適宜情報の提供が実施されているが、22年度については未実施だった。

1. 政策・方針決定の場への共同参画（5項目5事業）

①目的

- ・ 政策・方針決定の場への女性の参画を進めるため、女性のいない審議会等をなくすとともに、女性委員の割合を高める。
- ・ 市民登用の機会均等を図るため、審議会等の公募委員の割合を高める。

②分析

- ・ 審議会・委員会等における女性委員の登用については、女性委員の登用率は30.7%となり目標の30%を達成した。公募委員登用率は8.6%であり昨年度に比べ0.2ポイント上昇している。

2. 家庭・地域での共同参画（12項目19事業）

①目的

- ・ 一人ひとりが、自分自身の生き方を選択し、男女が共に家庭や地域に関わることができるように支援を行う。
- ・ 地域における担い手、人材を育成し、安定した家庭生活と地域社会を構築する。

②分析

- ・ ボランティア活動や福祉活動をする機会を積極的に提供することにより、まちづくりへの共同参画が推進されている。
- ・ 自主防災組織結成やリサイクル等のイベントへの参加を促すことにより、地域への共同参画を推進している。

3. 働く場における機会均等（10項目14事業）

①目的

- ・ 女性も男性も対等であるとの認識を浸透させ、女性の意欲と能力に応じた雇用の均等な機会等の条件整備を行う。
- ・ 仕事と家事・育児・介護との両立を可能にし、女性も男性もともに働き続けることのできる環境の整備を行う。

②分析

- ・ 国・県からの男女平等についての意識啓発パンフレットの配布、農業部門における女性リーダーの育成等、積極的に情報提供・意識啓発をし、男性も女性も働きやすい環境を整備している。
- ・ 関係機関に協力を得ながら、家庭や農村組織における女性の社会参画の必要性の理解を図り、昨年に引き続き女性農業士の認証へつながっている。

主要課題Ⅲ 自分らしく生きる —いろいろな生き方を選べる環境づくり—

（18項目44事業）

「女だから」「男だから」という固定的な考え方にとらわれず、人としていろいろな生き方があるということを学ぶための生涯にわたる学習機会の充実を図る。また、仕事と生活を両立させるための条件の整備、男女が性にとらわれずに職業を選択すること、相談や情報提供の機会を充実させる。

	A 積極的に推進を図り達成した		B ほぼ達成した		C 達成できなかった		D 未実施・休止・廃止だった		計	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
18年度	12	32.4%	22	59.5%	1	2.7%	2	5.4%	37	100%
19年度	12	31.6%	25	65.8%	1	2.6%	0	0.0%	38	100%
20年度	17	38.6%	25	56.8%	1	2.3%	1	2.3%	44	100%
21年度	13	29.5%	25	56.8%	0	0.0%	6	13.6%	44	100%
22年度	14	31.8%	24	54.5%	0	0.0%	6	13.6%	44	100%

Aの割合が29.5%から31.8%に増加し、Bの割合は56.8%から54.5%に減少している。

D については、未実施であったもの {子ども連れで行ける施設の整備・活用 (◆子育て応援フェスタ講演会時の一時保育、◆一時保育ボランティアの情報提供)、女性の就業対策の推進、男女の職域拡大に関する啓発活動の実施} と事業の見直しによって廃止になったもの {子ども連れで行ける施設の整備・活用 (◆子育て相談室講演時の一時保育)、能力向上のための経済的支援の充実 (◆中小企業勤労者一時資金貸付)} である。

1. 学び・いかすための環境づくり (13項目38事業)

①目的

- ・ 一人ひとりが個々の能力や、適性、希望によって自分の生き方を選んでいくための生涯にわたる学びを支援し、それをいかすことができるような環境を整備する。

②分析

- ・ 高齢者の生きがい対策や女性への就職情報の提供及び再就職のための知識と技術を学ぶための講座を実施し、ライフステージに応じた学習の機会を積極的に提供している。また、子育て中の女性でも利用ができるよう利用者の一時保育や児童サービス等、環境の整備がなされている。

2. いろいろな生き方を選ぶための条件の整備 (5項目6事業)

①目的

- ・ 仕事と家庭のバランスをとるため、育児や介護との両立が図れるような条件整備を行う。また、性別にとらわれずに、男女が共に家庭と仕事をバランスよく両立できるよう条件を整え、職域の拡大に努める。

②分析

- ・ 保育園入園申請時における育児休業の延長や父親の育児休業取得の案内、職業相談等の情報を提供し、家事・育児と仕事との両立ができるような支援が行われている。

主要課題Ⅳ 健やかに暮らす —いきいきと暮らすための健康と福祉の増進—

(47項目92事業)

自分の生き方を選択し、自分の能力を発揮するための心身の健康づくりの支援を行う。
また、一人ひとりの考えを尊重し、自立した生き方を支えるための支援をする。

	A 積極的に推進を図り達成した		B ほぼ達成した		C 達成できなかった		D 未実施・休止・廃止だった		計	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
18年度	42	53.8%	32	41.0%	0	0.0%	4	5.1%	78	100%
19年度	38	50.0%	36	47.4%	0	0.0%	2	2.6%	76	100%
20年度	45	49.5%	43	47.3%	0	0.0%	3	3.3%	91	100%
21年度	38	41.3%	48	52.2%	0	0.0%	6	6.5%	92	100%
22年度	34	37.0%	50	54.3%	1	1.1%	7	7.6%	92	100%

Aの割合が41.3%から37.0%に減少し、Bの割合が52.2%から54.3%に増加した。Cの割合は0.0%から1.1%に増加している。またDの割合が6.5%から7.6%に増加している。

Cについては、子ども相談センターの充実であり、家庭相談員の各分野に専門職を配する努力はしているが、任用資格であることや経験不足のために専門性はいかせていない。

Dについては、廃止によるもの、事業の統合が図られたものがあり、担当部署で見直しがされている。

1. 生涯にわたる心と体の健康づくり（14項目38事業）

①目的

- ・心と体の健康について考え、自分自身の責任において健康管理ができるようになる。
- ・安心して安全な妊娠・出産をとりまく事柄について、安心して安全な環境を整えるようにする。

②分析

- ・各種スポーツ・レクリエーション事業を行い、健康づくり、体力づくりへの支援が行われている。
- ・ライフステージに応じた心と体の健康増進を図るため講座や母子保健の充実、健康診査・がん検診の実施等により健康管理の機会の提供を行っており、子宮がん・乳がん検診の無料クーポン配布に伴う受診者の増加、がん検診の精密検査結果未把握者へ通知を出すことで精密検査の受診につながっている。

2. 女性の自立した生き方を支える福祉の充実（33項目54事業）

①目的

- ・ 家事・育児・介護が女性の過重負担を招かないよう、介護等が必要な方を抱える家族への介護負担の対応を行う。
- ・ 安心して子育てができるよう、保育ニーズにあった事業や相談事業等を実施し、子育て期も社会参加できるように環境の整備を行う。
- ・ 高齢者や障害のある方の尊厳の保持に努め、自立した生活の支援のため、地域連携による介護支援を推進する。

②分析

- ・ 公立保育園の地域開放において子育てに関する相談体制や子育て情報の提供の充実が図られたり、産休明け保育、乳児保育定員の拡充、民間保育園における一時保育、休日保育が実施され、保育事業の充実が図られ、多様な子育てへの支援につながっている。
- ・ 高齢者や障害者への総合的な相談や対応、日常生活具の支給・貸与、配食サービス等により、高齢者や障害者の介護への専門的、継続的支援を行い、住み慣れた街で暮らし続けることができるよう支援が行われている。

主要課題Ⅴ 広く手をつなぐ —進展する国際化への対応—（7項目11事業）

市民が外国人と接する機会が増えてきている今日において、自分の国の文化を大切にしながら、それぞれの国の異なる文化を尊重し認めあい、いきいきと暮らすため、国際化に対応できるように支援を行う。

	A 積極的に推進を図り達成した		B ほぼ達成した		C 達成できなかった		D 未実施・休止・廃止だった		計	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
18年度	5	55.6%	3	33.3%	1	11.1%	0	0.0%	9	100%
19年度	5	55.6%	3	33.3%	1	11.1%	0	0.0%	9	100%
20年度	6	60.0%	3	30.0%	1	10.0%	0	0.0%	10	100%
21年度	6	54.5%	3	27.3%	1	9.1%	1	9.1%	11	100%
22年度	6	60.0%	4	40.0%	0	0.0%	0	0.0%	10	100%

Aの割合が54.5%から60.0%に増加し、Bの割合も27.3%から40.0%に増加している。またCの割合、Dの割合ともに9.1%から0.0%に減少している。

1. 国際化への理解と交流の推進（7項目11事業）

①目的

- ・ 国際化について学び、情報を得る機会の充実に努める。
- ・ 在住・在勤の外国人の方への情報提供や相談機会の充実に努める。
- ・ 多くの市民に国際理解を深めてもらうため、団体への支援や交流機会の充実に努める。

②分析

- ・ 諸外国の女性問題や男女共同参画に関する国際的な情報の提供が積極的に行われている。
- ・ 平成22年10月1日より多文化交流センターが設置され、通訳（翻訳）員を配置して多言語での各情報提供・相談業務を行い、外国人が地域の一員として参加することへの支援をしている。外国人の地域住民の交流の場となり、多文化共生社会の構築が図られている。

主要課題Ⅰ～Ⅴ（124項目235事業）

全事業のうちA「積極的に推進を図り達成した」とB「ほぼ達成した」を合わせると88.9%の事業目的が達成されている。また、C「達成できなかった事業」の割合が減り、各所管課が男女共同参画施策の推進に向けて取り組んだことが伺える。

しかしながら18年度と22年度を比べると、Bの割合が上がっているもののAの割合が下がっており、十分ではない。今後も、各所管課に男女共同参画の視点を取り入れた事業の実施を働きかけていく。

またDの割合が上がっていることについては、事業の見直しを行ったことによるものであり、廃止や事業の統合がなされている。今後は、各所管課の事業進捗状況を具体的に把握するための連携・調整を検討していきたい。

	A 積極的に推進を 図り達成した		B ほぼ達成した		C 達成できなかった		D 未実施・休止・ 廃止だった		計	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
18年度	99	48.3%	96	46.8%	2	1.0%	8	3.9%	205	100%
19年度	88	43.6%	113	53.3%	2	1.0%	3	2.1%	206	100%
20年度	102	43.6%	124	53.0%	3	1.3%	5	2.1%	234	100%
21年度	95	40.3%	118	50.0%	4	1.7%	19	8.1%	236	100%
22年度	84	35.7%	125	53.2%	2	0.9%	24	10.2%	235	100%
対18年度 との比較	△12.6%		+6.4%		△0.1%		+6.3%			

(3)積極的に推進された具体的な取り組み

具体的な取り組みの報告において、積極的に推進された事業、特に社会や地域の状況に合致した事業内容を選定し報告する。

I. 等しく認めあう

- ・ 講演会・講座の開催（事業番号1）

男女共同参画週間事業として6月19日に、「笑いの中から男女共同参画を ～寄席囃子とともに 恩田えり流 男女共同参画～」を実施した。講師の体験談を通して家庭・地域・職場での男女が平等に支えあうことの大切さや、夫婦のかかわり方、地域とのかかわり方について学び、一人ひとりの人権や人格を尊重する意識の啓発において推進が図れた。

- ・ 新米パパ・ママの子育て体験学習の推進 ◆パパとママの子育て教室（事業番号23）

沐浴実習を主とする子育て教室を計5日開催し、463人が参加した。講座アンケートの結果から、赤ちゃんと生活するイメージができた人の割合、夫婦で協力して子育てをしていこうという思いが高まった人の割合が非常に高く、子育てに関する共同参画の意識啓発が図れた。

- ・ 父親の子育て推進のため、すてっぷ21の土日開所の検討及び実施（事業番号25）

すてっぷ21大和田を6月13日（日）に、勝田台を11月27日（土）に開所した。土日に開所したため、父親の参加が多かった。また、大和田で開催された「お父さんのおしゃべり広場」では、先輩のパパから子育てのアドバイスをもらったり、休日の家族サービスや夫婦間のことを話し、良い情報交換の場として好評であった。夫婦で子育てする意識啓発につながり、父親の家庭への参加の促進につながっている。

II. 共につくりだす

- ・ 自主防災組織創設・育成事業（事業番号34）

新規結成組織や既存組織に対する補助金の交付、防災資機材の貸与、消火訓練や火災で使用した消火器薬剤の無償詰替えの費用補助を行い、自主防災活動の推進が図れた。また、22年度は新たに7の自主防災組織が結成され、合計124組織となった。

- ・農業部門における政策や方針決定の場への女性の登用（事業番号48）

女性農業者団体の研修会や会議等において、家庭や農村組織における女性の社会参画の必要性についての理解・促進を図り、昨年に引き続き女性農業士の認証につながった。また、新規に委員会を設置するにあたり、積極的に女性委員の登用を図った。

Ⅲ. 自分らしく生きる

- ・子ども連れで行ける施設の整備・充実 ◆親子サークル活動等の公民館の利用促進（事業番号56）

「子育て支援・1歳児親子学級」を公民館の主催講座として開催し、子ども連れの方もサークル活動が活発にできるよう、支援を行った。

- ・子育て・介護と仕事との両立のための制度の周知（事業番号66）

保育園入園申請時の育児休業の案内や母子家庭で活用できる制度の案内を行い、仕事と家庭の両立に関して利用可能な制度の活用につながっている。

Ⅳ. 健やかに暮らす

- ・地域組織活動の支援（事業番号71）

やちよ元気体操の普及と地域の健康づくりを推進する人材「やちよ元気体操隊」を育成し、応援隊の活動を通して、住民が身近な場所で運動できる場を提供し、地域の健康づくりに貢献した。

- ・健康診査の実施（事業番号76）

年齢・性別に応じたがん検診を実施した。無料クーポンの配布や自治会回覧等による広報で工夫を行い、検診の受診率は年々上昇している。また、一部の検診については超音波検診を導入しており、これも受診率の上昇に寄与している。

- ・やちよ食育ネットによる食育の推進（事業番号84）

「やちよ食育ネット」を母体として公立小学校の生産者訪問・地産地消学校給食推進のための交流会を開催した。子どもをとりまく大人（保護者・教諭）に対して、食育推進の重要性や具体的情報の提供ができた。また、幼稚園や公民館に食育マガジン等の広報誌を配布し、健康教育の充実を図った。

- ・ 子どもが健やかに生まれ育つための環境づくり ◆つどいの開催
(事業番号92)

子育て中の親子同士のコミュニケーションを図る子育てワークショップ「おしゃべり広場」を実施し、180人が参加した。コミュニケーションの中でお互いの気持ちを共有することや、子育てについて知らない情報交換がされた。参加中はボランティアに子どもを預け、リフレッシュできたとの声も聞くことができ、子育てする親への支援につながっている。

V. 広く手をつなぐ

- ・ 情報の提供と学習機会の充実 (事業番号120)
諸外国・途上国の女性問題等、男女共同参画に関する国際的な動向についての情報を積極的に提供し、国際社会に対応した知識を広めることができた。
- ・ 外国人に対する情報提供の充実 (事業番号121)
多文化交流センターを設置し、外国人居住者が安心して暮らせるよう各言語での情報提供をし、多文化共生社会の構築の推進をしている。

(4) 2 4 項目の指標の進捗状況

〔資料〕 資料3 第2次やちよ男女共生プラン第2期実施計画 指標一覧

第2次やちよ男女共生プラン第2期実施計画において設定されている24項目の指標の進捗状況について、達成率は78.9%であった。以下の項目は、数値の推移が大きかったものである。

- ・指標22：子育てしやすいまちと感じている市民の割合

(22年度現況値 49.7% : 目標値 54.7%)

(5) 2 4 項目の指標の進捗状況の評価

達成率の平均は、前年度の84.3%から78.9%となり、数値的には減少している。指標19の一時保育の受け入れ児童数の数値の減少が主な原因としてあげられる。一時保育利用延べ人数を実施日数と実施施設数で按分して1施設あたりの数値を算出していたが、21年度と比較して一時保育利用延べ人数は減少しておらず、実施施設数が増えたため指標の数値としては減少している。

このことを考慮すると、全体的な指標の達成度は概ね順調に推移している。

(6) 今後の見解

今回の調査は実施計画策定後、5年目であることから、各所属の事業の見直しが行われ、廃止や未実施になった事業が昨年度より増えている。今後は、新たに策定された「やちよ男女共同参画プラン」に掲げた主要課題の実現を目指し、引き続きより積極的に、また具体的に事業が実施されるよう働きかけていく。

24項目の指標については概ね順調に推移している。今後も各項目において更なる推進を図っていきたい。

当該調査については、各事業の企画・立案・実施の各時点において、5つの主要課題に沿い、男女共同参画の視点が取り入れられているか、事業の実施により男女共同参画社会の形成に資する市民生活へ波及効果を及ぼしているか等の観点から評価し、関係各課と協力してより広範囲に意識啓発を促すことで施策推進に大きな効果が期待できるため、今後も継続していく。

②審議会等における女性委員・公募委員の登用状況報告

- 〔資料〕 資料4 八千代市審議会等における女性委員及び公募委員 登用状況集計
資料5 八千代市審議会等における女性委員及び公募委員 登用状況一覧
資料6 八千代市審議会等における女性委員登用状況及び管理職在職状況の推移
(平成13～22年)
資料7 八千代市の審議会等における女性委員登用状況の推移【他団体との比較】

(1)目的

審議会等における女性委員及び公募委員の登用状況を把握し、今後の女性委員登用推進を目指すための働きかけの基礎資料にするとともに、各課と連携して行政における共同参画の促進をすることを目的とする。

公募委員の登用率については、公募委員を増やすことにより、市民登用の機会均等及び男女双方の登用を図るとともに、女性の登用機会を増やすことにもつながることが期待できるため、登用を推進している。

(2)目標

- ・審議会等における女性委員比率目標の達成（事業番号26）

政策・方針決定の場に女性の視点や意見を積極的に反映するため、市が設置する審議会等の女性委員の割合を平成22年までに目標値に達成することとし、すべての審議会等に女性が委員として参画することを推進する。

目標数値……平成22年度までに30%

- ・審議会・委員会等委員における公募委員の登用機会の均等（事業番号27）

審議会等委員の選任にあたっては、可能なかぎり公募による委員の選任につとめるとともに、公募の際には、男女の区別なく広く市民一般の参加が推進されるよう、登用機会の均等を図る。

目標数値……平成22年度までに20%

(3)22年度の審議会等数

審議会等数は67審議会等、所管課は48（平成23年4月1日現在）

(4)登用状況報告

平成23年4月1日現在、八千代市の審議会等における現委員数は845人、そのうち女性委員は259人で、女性委員登用率は30.7%となっている。

目標数値の30%を達成し、平成20年度の30.6%を上回り、第2期実施計画期間中で最も高い数値となった。

全67審議会等の内、42審議会等において女性委員登用率が30%未満で、全体の62.7%であった。

また、22年度中に新設された審議会等が5あり、女性委員の割合については平均25.4%であった。女性委員が登用されていることは評価できるが、新たに設置される審議会等においても女性の登用について指標の目標数値の30%を達成できるよう推進を図ることが求められる。

市民公募については、全67審議会等の内、26審議会等において市民公募があり、割合は38.8%であった。市民公募委員数については73人で、登用率は8.6%であった。平成22年4月1日時点の8.4%と比べると0.2ポイント上昇した。市民公募委員の中で女性委員が占める割合は平均で38.4%であり、女性委員割合は高くなっている。

(5)今後の見解

昨年度（対21年度）調査での女性委員登用率は30.0%であり、比較すると今年度（対22年度）調査では0.7ポイント上昇している。上昇の理由としては、今回新たに4審議会等で女性委員が登用されていることが考えられる。目標数値の30%を達成し、第2期実施計画期間で最も高い割合であった平成20年度の30.6%を上回っている。

また、市民公募委員に占める女性委員の割合は高いものであり、市民公募制度を取り入れることが女性委員の登用の推進につながっていくと考えられる。しかしながら、審議会等の分野によっては専門知識を要するものや個人情報扱うものなど公募委員の登用が難しい審議会等もあり登用が進んでいない。市民の意見を取り入れる観点からもさらに公募委員数が増えることが望まれる。

女性委員登用率については、全体的には概ね順調に推移し、目標数値の30%を達成した。今後は、さらに高い目標を設定し、関係各課に理解、協力を働きかけ、政策・方針決定における男女共同参画の推進を図っていく。

2. 計画期間進捗状況の総括（平成 18～22 年度実績）

〔資料〕資料 8 第 2 次やちよ男女共生プラン第 2 期実施計画通期の進捗状況調査結果（取組一覧）

①計画期間進捗状況の総括

(1)計画期間進捗状況の総括の概要

「第 2 次やちよ男女共生プラン第 2 期実施計画」については、策定以来、毎年度、取り組みを実施している各所管課に対して事業内容や事業実績の調査を実施し報告書を作成しているところであるが、平成 22 年度において、同計画の計画期間が終了したことから、計画期間の 5 年間で改善された点や今後の課題について各所管課へ具体的な取り組みごとに調査を実施した。本報告書では、各所管課の報告内容や具体的な取り組みの達成率（評価）にのっとり報告する。

また、同計画の計画期間内に実施した、「八千代市の男女共同参画に関する意識調査」及び「男女共同参画社会形成に向けての市内事業所調査」の結果や国の男女共同参画会議による「第 3 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」から、男女共同参画の現状と課題を報告する。

(2)第 2 次やちよ男女共生プラン第 2 期実施計画の概要

計画の趣旨

「第 2 次やちよ男女共生プラン第 2 期実施計画」は、平成 13 年に策定された「第 2 次やちよ男女共生プラン」の趣旨及び主要課題に基づき、課題解決に向けて市が取り組んでいく事業を明確にし、施策を総合的・体系的に進めていくために策定されたものである。

計画の期間

「第 2 次やちよ男女共生プラン」の基本計画は、目標年次を平成 22 年度までとし、第 2 期実施計画は、平成 18 年度～22 年度までの 5 年間

計画の内容

「第 2 次やちよ男女共生プラン第 2 期実施計画」は、5 つの主要課題ごとに計画体系に基づいた、124 項目の具体的な取り組み、実施年度、所管課を掲げ、同計画に基づき、取り組みを実施する各所管課及び多くの市民とともに、男女共同参画社会形成に向けての推進を図ったものである。

計画の体系

主要課題	取り組みの方向	取り組みの内容	
I 等しく認めあう -男女平等の意識づくり-	1. 固定的な意識の是正	(1) 固定的性別役割分業意識に基づく意識・慣習の是正	
		(2) 一人ひとりの人権・人格の尊重意識の浸透	
		(3) 女性に対する暴力の発生を防ぐ意識づくり	
		(4) 役割分業意識の是正のための調査・研究の推進	
	2. 男女平等の視点に立った教育推進	(1) 保育園・幼稚園・学校における男女平等の推進	
		(2) 家庭や地域における男女平等の推進	
II 共に作り出す -あらゆる場への男女共同参画-	1. 政策・方針決定の場への共同参画	(1) 行政における共同参画の促進	
		(2) 男女共同参画のための指導者等の人材発掘・育成	
	2. 家庭・地域での共同参画	(1) 家事・育児・介護等への共同参画の促進	
		(2) まちづくりへの共同参画の促進	
	3. 働く場における機会均等	(1) 職場における男女平等の推進	
		(2) 女性の登用促進	
		(3) 農業・自営業に携わる女性への支援	
	III 自分らしく生きる -いろいろな生き方を選べる環境づくり-	1. 学び・いかすための環境づくり	(1) 生涯にわたる学習機会の整備
			(2) 女性の職業能力の形成
(3) 生きがい対策の推進			
2. いろいろな生き方を選ぶための条件の整備		(1) 子育て・介護と仕事との両立に配慮した条件整備	
		(2) 就業機会の拡大	
		(3) 相談・情報提供機能の充実	
IV 健やかに暮らす -いきいきと暮らすための健康と福祉の増進-	1. 生涯にわたる心と体の健康づくりの推進	(1) 健康づくりの充実	
		(2) 母子保健の充実	
	2. 女性の自立した生き方を支える福祉の充実	(1) 多様な子育て環境の整備	
		(2) ひとり親家庭の自立の促進	
		(3) 高齢者・障害者福祉の充実	
	V 広く手をつなぐ -進展する国際化への対応-	1. 国際社会への理解と交流の推進	(1) 平和と国際社会への理解
(2) 国際交流の推進			

(3)主要課題全体における具体的な取り組みの計画期間通期の進捗状況

平成22年度において、第2次やちよ男女共生プラン第2期実施計画の計画期間が終了したことから、計画期間の5年間で改善された点や今後の課題について各所管課へ具体的な取り組みごとに調査を実施した。

その結果、計画期間通期（平成18～22年度）において、全事業のうちA「積極的に推進を図り達成した」とB「ほぼ達成した」を合わせると94.5%の事業目的が達成されており、このことから各所管課が男女共同参画施策の推進に向けて取り組んだことが伺える。

しかしながら、計画開始当初と通期の所管課評価を比べると主要課題全般においてA「積極的に推進を図り達成した」の割合が下がり、その分B「ほぼ達成した」の割合が上がっており、事業目的は達成しているものの、取組に対する積極性において低下傾向が見られる。

このことから、次期プランの「やちよ男女共同参画プラン」では主要課題に推進体制の整備と協働の推進を掲げており、今後は事業の実施において各所管課に積極的に男女共同参画の視点を取り入れるよう、さらに働きかけていく。

また、D「未実施・休止・廃止だった」の割合が上がっていることについては、事業の見直しを行ったことによるものであり、事業の廃止や統合がなされている。このことについては、次期プランの「やちよ男女共同参画プラン」の実施計画において反映させ、計画事業の見直しを図った。

なお、各所管課から報告された具体的な取り組みごとの計画期間の5年間で改善された点や今後の課題についての調査結果の詳細については「資料8 第2次やちよ男女共生プラン第2期実施計画通期の進捗状況調査結果(取組一覧)」のとおりとなっている。また、各主要課題の目的や分析は、平成23年度進捗状況報告書に記載している。

主要課題の達成率及び経年比較

【各主要課題の計画期間通期（平成 18～22 年度）の達成率】

主要課題	A 積極的に推進を図り達成した		B ほぼ達成した		C 達成できなかった		D 未実施・休止・廃止だった		計	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
I	20	38.5%	28	53.8%	1	1.9%	3	5.8%	52	100%
II	10	26.3%	28	73.7%	0	0.0%	0	0.0%	38	100%
III	10	22.7%	31	70.5%	1	2.3%	2	4.5%	44	100%
IV	30	32.6%	56	60.9%	1	1.1%	5	5.4%	92	100%
V	6	60.0%	4	40.0%	0	0.0%	0	0.0%	10	100%
I～V	76	32.2%	147	62.3%	3	1.3%	10	4.2%	236	100.0%

【主要課題 I～V の達成率の経年比較】

主要課題 I～V （124 項目 236 事業）

	A 積極的に推進を図り達成した		B ほぼ達成した		C 達成できなかった		D 未実施・休止・廃止だった		計	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
18年度	99	48.3%	96	46.8%	2	1.0%	8	3.9%	205	100%
19年度	88	43.6%	113	53.3%	2	1.0%	3	2.1%	206	100%
20年度	102	43.6%	124	53.0%	3	1.3%	5	2.1%	234	100%
21年度	95	40.3%	118	50.0%	4	1.7%	19	8.1%	236	100%
22年度	84	35.7%	125	53.2%	2	0.9%	24	10.2%	235	100%
通 期	76	32.2%	147	62.3%	3	1.3%	10	4.2%	236	100.0%

主要課題Ⅰ ひとしく認めあう —男女平等の意識づくり—(25項目 51事業)

	A 積極的に推進を図り達成した		B ほぼ達成した		C 達成できなかった		D 未実施・休止・廃止だった		計	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
18年度	24	53.3%	19	42.2%	0	0.0%	2	4.4%	45	100%
19年度	20	41.7%	27	56.3%	0	0.0%	1	2.1%	48	100%
20年度	21	41.2%	28	54.9%	1	2.0%	1	2.0%	51	100%
21年度	23	45.1%	24	47.1%	1	2.0%	3	5.9%	51	100%
22年度	20	39.2%	25	49.0%	1	2.0%	5	9.8%	51	100%
通 期	20	38.5%	28	53.8%	1	1.9%	3	5.8%	52	100%

主要課題Ⅱ 共につくりだす —あらゆる場への男女共同参画—(27項目 38事業)

	A 積極的に推進を図り達成した		B ほぼ達成した		C 達成できなかった		D 未実施・休止・廃止だった		計	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
18年度	16	44.4%	20	55.6%	0	0.0%	0	0.0%	36	100%
19年度	13	37.1%	22	62.9%	0	0.0%	0	0.0%	35	100%
20年度	13	34.2%	25	65.8%	0	0.0%	0	0.0%	38	100%
21年度	15	39.5%	18	47.4%	2	5.3%	3	7.9%	38	100%
22年度	10	26.3%	22	57.9%	0	0.0%	6	15.8%	38	100%
通 期	10	26.3%	28	73.7%	0	0.0%	0	0.0%	38	100%

主要課題Ⅲ 自分らしく生きる —いろいろな生き方を選べる環境づくり—(18項目 44事業)

	A 積極的に推進を図り達成した		B ほぼ達成した		C 達成できなかった		D 未実施・休止・廃止だった		計	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
18年度	12	32.4%	22	59.5%	1	2.7%	2	5.4%	37	100%
19年度	12	31.6%	25	65.8%	1	2.6%	0	0.0%	38	100%
20年度	17	38.6%	25	56.8%	1	2.3%	1	2.3%	44	100%
21年度	13	29.5%	25	56.8%	0	0.0%	6	13.6%	44	100%
22年度	14	31.8%	24	54.5%	0	0.0%	6	13.6%	44	100%
通 期	10	22.7%	31	70.5%	1	2.3%	2	4.5%	44	100%

主要課題Ⅳ 健やかに暮らす —いきいきと暮らすための健康と福祉の増進—

(47項目 92事業)

	A 積極的に推進を 図り達成した		B ほぼ達成した		C 達成できなかった		D 未実施・休止・廃 止だった		計	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
18年度	42	53.8%	32	41.0%	0	0.0%	4	5.1%	78	100%
19年度	38	50.0%	36	47.4%	0	0.0%	2	2.6%	76	100%
20年度	45	49.5%	43	47.3%	0	0.0%	3	3.3%	91	100%
21年度	38	41.3%	48	52.2%	0	0.0%	6	6.5%	92	100%
22年度	34	37.0%	50	54.3%	1	1.1%	7	7.6%	92	100%
通 期	30	32.6%	56	60.9%	1	1.1%	5	5.4%	92	100%

主要課題Ⅴ 広く手をつなぐ —進展する国際化への対応—(7項目 11事業)

	A 積極的に推進を図 り達成した		B ほぼ達成した		C 達成できなかった		D 未実施・休止・廃 止だった		計	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
18年度	5	55.6%	3	33.3%	1	11.1%	0	0.0%	9	100%
19年度	5	55.6%	3	33.3%	1	11.1%	0	0.0%	9	100%
20年度	6	60.0%	3	30.0%	1	10.0%	0	0.0%	10	100%
21年度	6	54.5%	3	27.3%	1	9.1%	1	9.1%	11	100%
22年度	6	60.0%	4	40.0%	0	0.0%	0	0.0%	10	100%
通 期	6	60.0%	4	40.0%	0	0.0%	0	0.0%	10	100%

(4)計画期間の5年間に於いて積極的に推進された具体的な取り組み

各所管課において計画期間の5年間で改善された点の中で、積極的に推進され、改善された事業について報告する。

I. 等しく認めあう

- ・ 講演会・講座の開催（事業番号1）
男女共同参画センターでは、男女の人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を發揮できる社会づくりを目指して、男女共同参画週間(6/23～6/29)にあわせ講座を開催し、テーマをわかりやすくする事で、より多くの市民の参加を得る事ができ、また、各講座を通して男女共同参画に関する意識向上に努めた。
- ・ 家庭教育学級の充実（事業番号23）
生涯学習振興課の家庭教育講演会では、父親の参加もあり、家庭教育力の向上に貢献することができた。
また、市内9公民館において、家庭教育学級が開催され、参加者（父母）が受講しやすくなるよう、毎年、開催場所や応募方法等の見直しを行うとともに、家庭教育の推進により、両者が共同して家庭に関わっていく素地を作ることができた。さらに今後は家庭教育のさらなる充実を図るため、関係機関と連携しながら、家庭教育学級への男性（父親等）の参加を促進し、家庭における男女の共働を促すよう努める予定である。
- ・ 男女で子育てする意識の啓発（事業番号24）
子ども支援センターすてっぷ21大和田においては、「お父さんと一緒にあそぼうよ」の企画に、おたのしみ会だけでなく“お父さんのおしゃべり広場”を取り入れた事により、普段、地域の子育て世代のお父さんと交流したり話す機会の少ないお父さんにとって、夫婦のことや子どものことを本音で話し合える場となり、お父さんの参加が増えてきている。また、お父さんが子どもを連れて参加する姿も多くなり、夫婦で子育てをする意識が高まってきている。

II. 共に作りだす

- ・ リーダーの育成（事業番号29）
男女共同参画センターでは、毎年、利用者研修会を行う事により男女共同参画社会をより身近に感じてもらい理解を深め、団体利用者同士の交流を持つこと

により、男女共同参画社会づくりの指導者としての育成を行った。今後も施設の目的に合った活動サークルの育成が大事なことと思われるため、毎年、利用者研修会を行う事により男女共同参画社会をより身近に感じてもらい理解を深めると共にセンター利用者同士の交流を深め、男女共同参画社会づくりの指導者としての育成を行うよう努める。

- ・ 自主防災組織創設・育成事業（事業番号34）

新規結成組織や既存組織に対する補助金の交付、防災資機材の貸与、消火訓練や火災で使用した消火器の薬剤の無償詰替えの費用補助を行い、自主防災活動の推進が図れた。自主防災組織の結成促進の文書の配布を行ったことにより、自治会等を中心とした組織の創設・育成が図られ、目標の101組織を超え、合計で124組織となった。また、自主的な防災活動の推進が図られ、自主防災組織が個々に防災訓練をしていることに加えて、災害時に避難場所などに異なる組織が集まった場合でも、地域でまとまった活動ができるように、地域の結びつきを強化するため、地域ごとの防災訓練を行っている。

- ・ 八千代市特定事業主行動計画の推進・市職員の人員配置（事業番号44・47）

職員課の取り組みでは、平成17年度から平成21年度の5年間を特定事業主行動計画（前期）期間として、男性職員の育児休業の取得を促進し、期間内で5人の取得を目標としたが、3人の取得にとどまった。しかし、男性職員の取得がなかった以前と比較すると、家庭における男性職員の関わり方に変化が表れ、改善されている。

また、女性職員の管理職等への登用及び職域の拡大を図り、平成18年4月1日現在で管理職に占める女性職員の割合は、9.7%であったが、平成23年4月1日現在において20.1%へ増加した。

- ・ 農業部門における政策や方針決定の場への女性の登用促進、家族経営協定の締結促進（事業番号48・50）

農政課、農業研修センターの取り組みの中で、女性農業者団体の研修会や会議等の中で、女性の参画の必要性などについて意識啓発を行い、審議会委員改選等に当たっては、女性の意見の必要性や女性委員登用への認識が高まり、女性委員が登用された。また、若手女性農業者団体の設立や農業女性に向けた講座の実施により、積極的に情報提供や意識啓発に取り組むことができた。

家族経営協定の締結では、関係機関と協力しながら、対象農家を選定し、訪問を行うなどして締結促進を図った。関係機関と連携が図られたことにより、積極的に訪問が行えたほか、研修会等を通して情報提供や意識啓発ができた。その

結果、少しずつではあるが、協定締結の必要性を認識する農家が増え、目標の締結件数10件のところ12件が協定締結された。

Ⅲ. 自分らしく生きる

- ・ 子ども連れで行ける施設の整備・活用（事業番号56）

男女共同参画センター、子育て支援課、子ども支援センターすてっぷ21においては、講演会、研修会や講座を実施する際に保育ボランティアの協力により一時保育を行った。また、公民館においては主催講座の実施の際に幼児が安全に利用できるよう考慮している。
- ・ 女性就業対策の推進（事業番号59）

男女共同参画センターでは、結婚・出産等を機に職を離れた女性に、再就職や起業のための情報提供を行い、女性チャレンジ支援セミナーにおいては、地元所管の職業安定所の職員を招き、身近な情報提供をすると共に再就職のための準備講座やパソコン実技講習を実施し、働きたいと思っている女性に再就職のための知識や技術を学んでもらい、再就職への支援を行うことができた。
- ・ 高齢者の生きがい対策の充実（事業番号61）

長寿支援課において、新しい知識と教養を高め、広く仲間づくりを図りながら、生涯にわたり充実した生活を営めるよう社会環境の変化に順応する能力を再開発するために、「ふれあい大学校」（40回/年）や「ふれあい大学校公開講座」（4回/年）を開催することで学習の場を提供し運営している。また、「ふれあい大学校」を受講したことにより、卒業後もOB会・クラブ活動等、学生間の交流が盛んに行われている。

Ⅳ. 健やかに暮らす

- ・ 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進、健康教育・健康診査・健康相談の実施・思春期保健ネットワーク化事業（事業番号75・79・82）

女性の健康をおびやかす問題についての対策として、母子保健課においては、思春期保健シンポジウム・市内公民館保護者向け講座・PTAの思春期活動への協力などを通じ、思春期の性と生の現状や課題を広く周知できた。健康づくり課においては、健康相談や健康講座、健康診査等でHIV/エイズや性感染症、DV等の相談があった場合、関係機関の相談窓口などの紹介を継続的に実施してきた。

健康教育・健康診査・健康相談の実施では、母子保健課において、妊婦健康

診査について平成 20 年度より公費負担を 2 回から 5 回へ、平成 21 年度からは 14 回に拡充し、妊娠中の健康管理に寄与すると共に、経済的負担の軽減をはたした。また、公費負担を 14 回にした際に、県外医療機関及び県外助産院と契約を開始し、里帰り先でも受診券を使用できるようにした。契約のできなかった場合は償還払いを行うようにした。さらに、新生児訪問や 4 か月児赤ちゃん広場に加え、平成 19 年度に 10 か月児赤ちゃん広場を、平成 22 年度 10 月からはもうすぐ 1 歳半親子広場を地域子育て支援センターで新規に開始したことで、母子保健課の 1 歳 6 か月児歯科健康診査事業（1 歳 10 か月児対象）まで概ね半年に 1 度母子に関われる全数対象事業ができた。これらの事業により、幼児期（3 歳頃）までの地域の母子の状況は、切れ目のない支援を行うことが出来るようになった。

また、思春期保健ネットワーク化事業では、思春期保健シンポジウム・市内公民館保護者向け講座・PTA の思春期活動への協力などを通じ、思春期の性と生の現状や課題を広く周知できた。また、広報紙「思春期保健ネットワークニュースレター」の発行や学校関係への配布の拡大やホームページの見やすさの工夫により、多数の学校関係者や保護者の性と生への関心を高めることができた。さらに、立ち上げ時ネットワークに携わった PTA が、委嘱終了以降も団体独自で活動を始める姿がみられたり、大人に対しての啓発活動が充実してきたことで大人の意識に変化がみられた。

- ・ 健康診査の実施（事業番号 76）

健康づくり課では、各種がん検診の受診勧奨を行なう機会を増やした。国からの「女性特有のがん検診推進事業」の実施により、子宮頸部がん検診と乳がん検診の受診勧奨、知識の普及につながった。30 歳代隔年の女性に対し、乳がん超音波検診を導入し、より有効な検診へ移行した。健康管理に関するシステム導入により、精密検査結果未把握者への通知が可能となり、精度管理の向上につながった。

- ・ 乳幼児医療助成事業（事業番号 81）

元気子ども課では、子どもの医療費を負担する保護者に、その一部等を助成することにより、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図り、子どもの保健の向上及び子育て支援の充実に努めている。平成 20 年 4 月から、入院（償還分）は中学校修了前まで、平成 22 年 12 月から、入院・通院（償還・現物給付分）は小学校 3 年生までに助成対象の拡大を行った。

- ・ 保育園事業の充実、児童健康支援一時預かり事業、子育て支援に関わる人材の育成と交流、母子家庭の児童育成のための経済的支援の充実（事業番号 85・86・

93・98)

子育て支援課においては、保育園事業の充実を図るため様々な事業を推進した。保育園の地域解放では、平成18年度に子ども部が創設され、市内7圏域毎に保育園等に併設された地域子育て支援センターが整備され、妊娠期から子育て期と継続した子育て支援が出来るようになり、市内全域での子育て支援が可能となった。地域子育て支援センター併設園以外でも、2園で地域開放を実施している。産休明け保育では、0歳児の入園数は平成18年度末121名から平成22年度末は58名を増員し179名となり、市民のニーズや社会情勢を考慮し産休明け保育実施園の増加を図り、女性が出産後も就労を継続できる環境の整備を図ってきた。乳児保育定員の拡充では、平成19年度から3年間、3園の公立保育園を民間移管し、保育園の適正配置を図りながらも施設定員を増員し、入園児童数の増加を図った。一時保育では、女性の就労形態の多様化に伴う一時的保育や疾病等による緊急時の場合に、保育園において一時的に児童を保育しているが、市民の事業の周知も進み、女性の就労形態の多様化に伴う一時的保育や疾病等による緊急時の場合の利用が年々増加した。休日保育の実施では、保育園が開園していない休日において、就労等で保育に欠ける児童を保育するため、休日保育を実施してきたが、周知が進むと伴に徐々に利用数が増加してきている。

児童健康支援一時預かり事業では、保育園や学童保育所へ通園している児童で、病気回復期に集団保育が困難で、かつ、保護者が勤務の都合等により家庭で保育を行うことが困難な児童を、市内の医療機関において日中一時預かりをしているが、事業を実施することにより、病児・病後児の保護者が勤務を休むことなく、就労出来た。

子育て支援に関わる人材の育成と交流では、平成18年4月より、地域子育て支援ネットワーク事業を開始した。各地域子育て支援センターで、子育てしやすいまちづくりに向け地域情報交換会が行われ、子育て支援に関わる関係機関や団体とのネットワークづくりが進んだ。

母子家庭の児童育成のための経済的支援の充実では、平成22年8月から父子家庭も児童扶養手当の支給対象となった。

V. 広く手をつなぐ

- ・ 情報の提供と学習機会の充実（事業番号120）

男女共同参画センターでは、男女共同参画に関する国際的動向（女性差別撤廃条約等の国際的な動向や、発展途上国のトラフィッキング（人身売買）の現状等）について、資料を収集・配布して、より新しい情報が発信出来るように配置等を考えた。また、講座等にも組み入れられるように努め、男女共同参画講座を実施した。

- 外国人に対する情報提供の充実（事業番号121）

国際推進室においては、平成22年10月1日、多文化交流センターを設置。同センターは、外国人居住者が安心して必要な情報を得たり相談したりことができ、お互いの習慣や文化について理解を深め、国籍を越えた地域住民との交流の場としても活用し、多文化共生社会の構築に向けて地域の連携を図ることを目的とした施設である。火曜日から日曜日までの毎日、午後1時から4時まで通訳（翻訳）員を配置し、多言語で各種情報提供を行い、又相談業も併せて行った。平成23年3月31日までの相談件数は206件であり、この言語別はスペイン語132件、ポルトガル語64件、英語5件、中国語2件、日本語3件であった。相談の内容別では228件で、主な内容は学校や行政機関から届いた書類の翻訳が47件、暮らしに関する37件、在留手続きに関する23件などであった。

(5) 2 4 項目の指標の計画期間通期の進捗状況

〔資料〕 資料 3 第 2 次やちよ男女共生プラン第 2 期実施計画 指標一覧

第 2 次やちよ男女共生プラン第 2 期実施計画において設定されている 2 4 項目の指標の計画期間通期の進捗状況について、以下のとおり報告する。

【目標数値を達成した指標】

- ・指標 2：各種審議会等における女性委員の登用率
目標値＝30.0% 平成 22 年度末現況値＝30.7% 22 年度末達成率＝102.3%
- ・指標 4：自主防災組織数
目標値＝101 組織 平成 22 年度末現況値＝124 組織 22 年度末達成率＝122.8%
- ・指標 9：家族経営協定の締結件数
目標値＝10 件 平成 22 年度末現況値＝12 件 22 年度末達成率＝120.0%
- ・指標 1 5：毎日を健やかに充実していると思う高齢者の割合
目標値＝77.2% 平成 22 年度末現況値＝80.9% 22 年度末達成率＝104.8%
- ・指標 1 8：通常保育の受け入れ児童数
目標値＝1,830 人 平成 22 年度末現況値＝2,009 人 22 年度末達成率＝109.8%
- ・指標 2 1：子どもと過ごす毎日は楽しいと感じている乳幼児の母親の割合
目標値＝79.2% 平成 22 年度末現況値＝97.8% 22 年度末達成率＝123.5%

【やちよ男女共同参画プランで見直した指標】

目標達成したもの、調査項目を変更し指標の数値が更新できないもの、さらに端的に進捗状況を測れると思われる指標に替えられるものは指標を変更した。

－削除した指標－

- ・指標 6：リサイクル率
- ・指標 1 5：毎日を健やかに充実していると思う高齢者の割合
- ・指標 1 6：性感染症について知っている中・高校生の割合
- ・指標 1 7：農作業を体験したことがある子の割合
- ・指標 1 8：通常保育の受け入れ児童数
- ・指標 1 9：一時保育の受け入れ児童数
- ・指標 2 0：ゆとりを持って子育てしている母親の割合
- ・指標 2 1：子どもと過ごす毎日は楽しいと感じている乳幼児の母親の割合
- ・指標 2 4：国際交流・協力に関する活動を行ってみたい、参加してみたいと思う市民の割合

ー追加した指標ー（やちよ男女共同参画プランに新規に追加した指標）

※指標の番号は、やちよ男女共同参画プランの指標一覧の番号

- ・指標 2：夫は外で働き、妻は家庭を守るという考え方について反対だと思う市民の割合
- ・指標 3：家庭教育学級設置数
- ・指標 12：生涯学習情報が得られやすいと感じている市民の割合
- ・指標 13：公民館主催講座数
- ・指標 14：公民館サークル数
- ・指標 19：一時保育の受け入れ施設数
- ・指標 20：保育園待機児童数
- ・指標 21：やちよ男女共同参画プランの取組について積極的に推進を図り達成した割合

【24項目の指標の進捗状況の評価】

第2次やちよ男女共生プラン第2期実施計画において設定されている24項目の指標の計画期間通期の達成率の平均は、78.9%と約8割の指標は達成されており、指標全体では進捗がみられたと評価できる。計画策定から5年を経過し、目標達成したもの、調査項目を変更し指標の数値が更新できないもの、さらに端的に進捗状況を測れると思われる指標に替えられるものは、やちよ男女共同参画プランにおいて指標を変更した。今後は、やちよ男女共同参画プランにおいて新規に設定した指標やさらに高い目標を設定した指標の進捗状況を測りながら、指標の推進を関係各所属に働きかけていく。

②男女共同参画の現状と課題

(1)市民意識の現状と課題

【市民意識の現状】

男女の地位について

社会全体として、男性の方が優遇されていると感じる割合が多く、男女共同参画の進捗状況は十分ではない。

「学校教育の場」、「地域活動」、「健康づくり・福祉」においては「平等」と感じている人の割合が高くなったが、「家庭生活」、「職場」、「政治の場」、「法律や制度上」、「社会通念・意識・慣習・しきたり等」、「国際社会」、「社会全体」においては「男性の方が優遇されている」と感じている人の割合が高くなり、市民意識における男女共同参画の進捗状況は十分ではない。

家庭生活等について

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について、「反対」より「賛成」と回答する割合の方が高くなり、女性と男性の役割を区別する考え方である固定的性別役割分担意識が強く根づいている状況にある。年齢別に見ると、女性も男性も「賛成」とする者の割合は80代以上、「反対」とする者の割合は10代で、それぞれ高くなっている。若い世代において固定的性別役割分担意識によらない考え方の割合が高く、年齢が高くなるにつれ徐々に固定的性別役割分担意識を持つ人の割合が高くなっている。女性では、50代以上の半数以上が「賛成」、男性では女性と比べて全体的に「賛成」が多く、特に80代以上では93.3%となっている。

平成21年全国調査と比較すると、八千代市では「賛成」の割合が55.4%、「反対」の割合が33.5%となっており「賛成」の割合が高いのに対し、全国調査では「賛成」の割合が41.3%、「反対」の割合が55.1%となっており「反対」の割合が高くなっており、意識改革が少し遅れている傾向にある。

また家事・育児・介護の分担については、現在は「家族の中の女性」の割合が高いが、理想では「家族の中の男女同程度」の割合が高くなっており、理想と現実に差があることがわかった。

職業について

職場での仕事内容や待遇の面では、性別による差別はないと感じている人の割合が男女共に約40%ともっとも高くなっているが、「どちらかといえば」も含み、男性の方が優遇されていると感じている人の割合も全体で38.3%である。性別による差別があると感じる回答者は、「仕事の内容」で感じている割合がもっとも高くなっている。

男女が共に仕事と家庭を両立していくための環境整備は「地域の保育所や学童保育の整備、保育時間の延長など保育内容を充実すること」が必要と感じる割合がもっとも高くなっている。

女性の職業については「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と考える割合がもっとも高く、女性の就業に対する反対意見はほぼない。指導的地位に占める女性割合が増えることについては、70%以上の人が賛成である。

性別による差別があると感じる女性の回答者で、男性の方が優遇されていると感じている場合「賃金」、女性が優遇されていると感じている場合「仕事の内容」で感じる割合がもっとも高くなり、男性の回答者で、男性の方が優遇されていると感じている場合「昇進・昇格」と「仕事の内容」、女性が優遇されていると感じている場合「有給休暇や育児休業、介護休業の取得のしやすさ」で感じる割合がもっとも高い。

現在職業を持っていない人が働いていない理由として、女性は「年齢面の制限のため」、男性は「定年退職したから」といった年齢の面での理由が多くなったが、女性は次いで「子育てとの両立が困難だから」の割合が続いており、仕事と子育ての両立支援が必要な状況となっている。

男女が共に仕事と家庭を両立していくための環境整備は、「地域の保育所や学童保育の整備、保育時間の延長など保育内容を充実すること」が必要と感じる割合がもっとも高くなり、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実を求める意見が多くなった。そのため、再就職の支援をするとともに、就業継続支援の拡充が必要な状況となっている。

女性の就業状況については、平成19年では女性の有業率が27.1%であったものが、現状では4割を超え、女性の就業者は増加している。また、さまざまな職業分野で指導的地位に占める女性の割合が増えることについて、肯定的な意見が7割を超えた。

教育について

学校教育の場については、約6割の人が男女平等だと考えている。学校教育や生涯学習を通じて、男女平等の意識を養うことにより、性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性や能力を尊重し、自立した人間として考え、判断し行動できるよう、男女平等の視点に立った教育を行う必要がある。

また、「性別にとらわれず、勇気や決断力、思いやりを身につけさせる方がよい」、「性別にとらわれず、男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけることが必要である」は、「そう思う」の割合が約9割となり、性別にとらわれない教育について意識の拡大がうかがえる。

社会活動について

趣味のサークル活動、市民講座などの講座受講、ボランティア活動に「今後、参加したい」という回答者の割合が高くなり、社会活動や生涯学習に対する参加意欲、社会への貢献意欲がうかがえる。

しかし、子どもや青少年に関わる活動、自治会・女性団体など地域活動に対しては「参加したくない」が50%を超え参加意欲が高いとは言えず、地域社会への参画促進や生涯学習への支援、地域での子育て支援体制の充実が必要な状況にある。

少子・高齢化について

出生率が低下している原因は、「子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み（雇用条件・保育等）が整っていない」と感じている人の割合がもっとも高く、次いで、「子育てに経費がかかりすぎる」や「結婚しない人が増えた」の割合が高くなっており、仕事と子育てを両立させる社会基盤の整備や子育てにかかる経費の問題があり、子育てしづらい状況にあると考えられている。育児・介護休業法に規定されている育児休業、子の看護休暇制度、勤務時間短縮等の措置等について周知を図るといった子育てと仕事の両立のための制度の定着促進・充実を図る必要がある。

高齢社会で豊かに暮らすには、「医療制度やサービスが充実していること」と感じている人の割合が高く、高齢者が安心して暮らせるように、健康づくり支援、介護予防のための取組み、介護サービスの充実を図る必要がある。

また、「趣味などを楽しむ機会があること」と感じている人の割合は5割以上であることから生涯学習の推進、「高齢者の働く機会があること」と感じている人の割合が4割以上であることから就業支援が重要な状況となっている。

国際化について

国際的な視野での男女平等の推進・施策の視点から必要とされていることは、「学校教育における国際理解・交流機会の充実」であると感じる人の割合が高くなった。国内での男女共同参画を推進するにあたり、女子差別撤廃条約を始めとして男女共同参画に関連の深い国際的な条約、取組みや基準を積極的に取り入れるように努め、国際理解を深めるため、子どものころからの国際化についての学習、交流機会の充実を図る必要がある。

八千代市に力を入れてほしいものについて

八千代市に「保育の施設やサービス・支援の充実」を望む人の割合も4割近くあり、福祉に関するサービスのニーズが高くなっている。

また、「高齢者・障害者の施設や介護サービス・支援の充実」を望む人の割合が高く、高齢者・障害者の社会参画に対する支援や、安心して暮らせる介護体制の構築の促進を図る必要がある。

【市民意識における課題】

男女の地位について

学校、地域等では平等と感じている人の割合がもっとも高くなり、分野別には男女の地位の平等に対する意識の進捗が見られる。しかしながら、社会全体として男性の方が優遇されていると感じている割合が高くなっている。また、固定的性別役割分担意識については、反対より賛成と回答する人の割合が高く、男女共同参画意識が浸透しているとは言えない状況にある。全国調査との比較でも全国では反対の割合が高いのに対し、八千代市では賛成の割合が高くなっており、意識改革が十分に進んでいるとは言えない。引き続き男女平等の意識改革を拡充して推進する必要がある。

家庭生活・地域社会への参画について

現状は家庭や地域の活動は女性が行っている割合が高いものの、男女がともに協力し合うことが理想であるという割合が高くなっている。男性の家庭・地域社会への参画を進めることは、男性・女性双方にとって、多様な生き方を選択できることにつながるものであり、男女共同参画社会の実現のために必要不可欠である。そのため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や、家庭生活・自己啓発・地域活動等を充実させるための支援を行い、多様なライフスタイルに対応し、女性も男性もあらゆる分野で能力を発揮しやすい環境づくりを行う必要がある。

社会活動について

サークル活動、市民講座などの講座受講、ボランティア活動に「今後、参加したい」という回答者の割合が高くなり、社会活動や生涯学習に対する参加意欲、社会への貢献意欲がうかがえる。しかし、子どもや青少年に関わる活動、地域活動に対しては「参加したくない」が 50%を超え参加意欲が低く、地域社会への参画促進や生涯学習への支援、地域での子育て支援体制の充実が必要な状況にある。

職業について

職業について男女平等と考えている人の割合は、回答者全体では 20.0%だが、現在働いている人では 40.6%となっており、実際の職場では平等感が出ている。しかし男女間に差別があると考える人の中では、賃金は男性優遇、仕事の内容は女性優遇の差別があるとの割合がもっとも高くなり、改善が求められる。

女性が職業をもつことについて

「一時中断・再就職」支持の割合は 47.2%、「継続就業」支持の割合は 25.2%となっており、また、女性の就業に対する反対意見はほぼなく、女性の就業者は 4 割を超え、女性の就業者は増加している。再就職の支援をするとともに、就業継続支援の拡充が必要な状況となっている。

男女共同参画の視点での国際化について

国内での男女共同参画を推進するにあたり、女子差別撤廃条約を始めとして男女共同参画に関連の深い国際的な条約、取組みや基準を積極的に取り入れるように努める

とともに、学校教育・生涯学習を通じての子どもたちからの国際理解についての学習、交流機会の充実を図る必要がある。

八千代市に力を入れてほしいものについて

「保育の施設やサービス・支援の充実」や「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女ともに働き方の見直し」を望む人の割合が高く、子育て支援体制の充実や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を行い、子育てをする家庭を行政や地域が支援できる条件整備を図る必要がある。また、「高齢者・障害者の施設や介護サービス・支援の充実」や「生涯にわたる心と体の健康づくりの推進」を望む人の割合も高くなったことから、高齢者・障害者の社会参画に対する支援や、安心して暮らせる介護体制の構築の促進を図る必要がある。

（参考：平成22年3月 八千代市の男女共同参画に関する意識調査報告）

(2)市内事業所の現状と課題

【市内事業所の現状】

事業所の属性及び従業員の状況について

(1)現在の従業員数は約1／3が臨時従業員

(2)女性の雇用形態は常用従業員よりも臨時従業員が多い

市内事業所の業種の割合はサービス業（27.1%）が最も多く、次いで卸売・小売業（25.2%）、建設業（13.9%）の順である。事業所の規模は、「1～9人」（60.8%）で最も多く、次いで「10～99人」（29.9%）、「100～299人」（3.1%）の順となっており、1～9人規模の小規模企業者が多い。また、事業所規模別の従業員数については、「10～99人」が最も多く33.6%、次いで「500人～」が27.7%、「100～299人」が18.1%の順となっている。

従業員の常用従業員と臨時従業員の比率をしてみると、全体では常用従業員が62.9%、臨時従業員が37.1%となっている。男女で比較すると、男性の雇用形態は常用従業員が80.3%であるのに対し、女性の雇用形態は常用従業員よりも臨時従業員が多くなっており、女性の常用従業員の割合は41.6%にとどまっている。

仕事と家庭の両立支援の状況について

(1)時間外労働、年次休暇取得には改善が求められる

(2)育児・介護を行う従業員に対する支援制度がある事業所は全体的に少ない

(3)男性の育児休業の取得は女性に比べてまだ少数

(4)育児により退職する女性は依然として多い

市内事業所の時間外労働時間については、国の定める基準時間（一般労働者で45時間/月）以内の事業所が常用従業員では82.8%、臨時従業員では84.1%だが、基準時間を超える事業所が常用従業員では9.9%、臨時従業員では6.6%あった。また、年次休暇取得日数についても常用従業員では10.0%、臨時従業員では29.8%が0～1日未満であり、改善が求められる。

育児や介護を行う従業員に対しての制度を完備している事業所は少ないが、常用従業員では「育児休業制度」（13.0%）、「始業時刻・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ」（11.7%）、「介護休業制度」（10.3%）が整備され、臨時従業員では「始業時刻・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ」（9.5%）、「短時間勤務制度」（8.8%）、「時間外労働の免除」（7.5%）などが行なわれ、育児や介護を行いながら働き続けることができる環境整備を図っていることがうかがえる。しかしながら、ほとんどの制度において整備されている割合は臨時従業員より常用従業員の方が高くなっている。

また、休業取得可能期間は、育児休業を1歳以上取得できると回答した事業所が14.5%、介護休業を94日以上取得できると回答した事業所が7.1%となっている。これらの事業所は法定以上の制度を運用し、育児を行う従業員への仕事と生活の両立支援を行っているが、全事業所に対する割合は低くなっている。

育児休業・介護休業を取得した従業員については、調査回答された 581 事業所のうち、男性の場合 1 歳未満の子どもがいるのは 97 事業所、育児休業を取得したのは 5 事業所、育児により退職したのは 0 事業所である。それに対し女性の場合、1 歳未満の子どもがいるのは 32 事業所、育児休業を取得したのは 30 事業所、育児により退職したのは 19 事業所である。

介護休業を取得した従業員については、「いる」と回答した事業所が男性で 8 事業所、女性で 14 事業所となり低い水準である。また介護により退職した従業員について、「いる」と回答した事業所が男性で 3 事業所、女性で 8 事業所となっている。これにおいても、女性の退職の割合の方が多くなっている。

育児休業や介護休業を進める上での問題点として、育児休業、介護休業ともに「休業期間中の給与の支給について」（育児休業は 14.6%、介護休業は 15.4%）、「育児・介護休業期間中の代替要員の確保について」（育児休業は 21.9%、介護休業は 20.7%）の割合が多くなっている。

今後、制定の整備又は充実を予定している制度について割合の多い回答は、常用従業員では「始業時刻・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ」（6.6%）、「時間外労働の免除」（4.9%）、「出産・育児などによる退職者の再雇用制度」（4.9%）を、臨時従業員では「始業時刻・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ」（5.5%）、「短時間勤務制度」（4.4%）、「出産・育児などによる退職者の再雇用制度」（3.6%）となっており、全体に対する割合は低いものの多様な働き方を支援する方向性が見られる。

均等待遇の状況や今後の方針について

(1)女性の活躍や職域拡大の取組が行われている

(2)行政に望むことは「保育・介護サービス」が多い

女性が積極的に活躍できるように取り組んでいることとして、「責任ある仕事を付与している」（19.5%）、「男性と同等の教育訓練・研修等を行っている」（13.3%）、「会議・打ち合わせなどに積極的に参加させている」（12.8%）の割合が多くなっており、女性に対しても本人の意欲に応じて活躍できるように取り組んでいる様子がうかがえるが、女性管理職の比率が 21.2%で低い割合となっている。

また、男性も女性も働きやすい環境づくりのため、「就業規則や社内規定などにセクシュアル・ハラスメント禁止を明文化している」（13.9%）や「性別により評価することがないよう、人事考課基準を明確に定めている」（12.2%）などの取組みを行っている事業所の割合が多くなっている。

より良い職場環境に向けては、「育児・介護休業を気がねなく取得できる環境」（12.5%）や「管理職相当・リーダーなど、女性の積極的登用」（10.8%）、「キャリア・アップ研修の拡充」（10.0%）を今後実施していきたいという割合が多く、育児・介護休業取得のための配慮や女性の職域拡大などに力を入れていく方向性が見える。

行政や公的機関に望むこととしては、「保育サービス」(16.9%)や「介護サービス」(15.6%)の充実を望む声が多く、24時間体制の保育や介護などのサービスを充実させることで、育児や介護を行いながら働くことができる環境整備を望む意見があった。

【市内事業所における課題】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男性の育児・介護休業の取得率が依然低い割合であることから、育児休業等の制度の周知や、男女が共同して育児や介護に取り組んでいくという考えを醸成し、男性も育児休業や介護休業を取得しやすい環境を整えるとともに、行政の保育サービスや介護サービスの充実を図り、女性が出産や育児をしながら仕事を続けることができる環境整備が必要な状況である。加えて女性も男性も年次休暇（有給休暇）を取得しやすい環境を整備することで、一人ひとりが家庭生活や自己啓発、地域活動などの充実を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していけるようにする必要がある。

女性も活躍できるよう均等待遇に努める

女性の常用従業員や管理職の比率が低かったことから、女性常用従業員の採用を増やしたり、女性が活躍する機会を拡大したりするなどの積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進し均等待遇に努めるとともに、女性も男性もともに能力が発揮できるように、職場での男女共同参画の更なる拡大が必要である。

（参考：平成21年3月 男女共同参画社会形成に向けての事業所調査報告）

(3)国における男女共同参画の現状と課題

第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方

I 目指すべき社会

男女共同参画社会の実現により目指すべき社会は、次のようなものである。

- ① 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- ④ 男女共同参画に関して、国際的な評価を得られる社会

II 最近の社会情勢についての認識

平成11年6月の男女共同参画社会基本法（以下、「基本法」という。）の施行後、とりわけ平成17年12月の男女共同参画基本計画（以下、「基本計画」という。）（第2次）の策定後、次のような社会情勢の変化があったものと認識している。

1 少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来

世界的にみても極めて低い出生率と急激な高齢化により、総人口や労働力人口が減少しているとともに、未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加や個人の職場・家庭・地域等への帰属意識の多様化等に伴う地域社会における人間関係の希薄化などがみられる。

2 経済の低迷と閉塞感の高まり

グローバルな経済秩序の変容等も背景に、我が国経済は長期的に低迷を続けており、社会全体に閉塞感の広がりがみられる。

3 非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大

失業者や非正規労働者の増加、「男性は収入が安定した正社員」、「誰もが結婚できる」といった前提の崩壊、生育家庭の経済状況によって子どもの教育・学習の機会が奪われるといった貧困の「世代間連鎖」の懸念などがみられる。

4 国際化の進展と国際的な人の移動の増加

国際化の進展等による定住外国人の増加、企業の国際展開による国際的な人の移動の活発化などがみられ、国際的な規範・基準と国内の制度・慣行の調和の必要性が高まっている。

III 基本法施行後10年間の反省

基本法の施行後、2次にわたる基本計画に基づく取組を行ってきたが、男女共同参画が必ずしも十分には進まなかった理由として、次のようなことが考えられる。

1 固定的な性別役割分担意識が未だ根強く、解消に対する取組が不十分であった。

： 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった意識は、弱まってきているが未だ根強い。

2 男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたことなどにより、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって必要という認識が広まらず、意識改革や制度改革につな

がらなかった。

： 男女共同参画はあらゆる人々の課題であるにもかかわらず、働く女性のみの課題として認識されることも多く、また男性の意識が低く、家庭内等の「小さな」課題と捉えられがちで、地域などで関心のある人々が学習をしてもそれが社会全体の変革にはつながらなかった。

- 3 男女共同参画社会を実現しようとする強い意思と推進力が不足していたため、制度や枠組みの整備が進まなかった。

： 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や、固定的性別役割分担を前提とした制度の変革、ライフスタイルの多様化に対応した制度や枠組みの整備が遅れるなど、強力なリーダーシップが不足していたほか、男女共同参画を進めることが経済や社会全体の活性化につながるという意識が、各主体のリーダーに不足していた。

- 4 男女のセーフティネットや女性の様々な生き方への配慮が不十分であったため、制度や枠組みを整備しても成果につながらない場合があった。

： 雇用・就業状況の変化や家族・地域の変容等に対応したセーフティネットが不十分であったため、経済・雇用情勢の急激な悪化によって様々な困難に直面する人々が増加したほか、出産・子育て等により離職せざるを得ない女性も多いといったM字カーブに関する問題（以下、「M字カーブ問題」という。）の解消、長時間労働の抑制などの成果につながらなかった。

IV 今後の課題

- 1 基本法施行後 10 年間の反省を踏まえて、実効性のあるアクション・プランを策定する。このため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定した上で、その達成状況について定期的にフォローアップを行う。
- 2 固定的性別役割分担意識を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」、「子ども・子育て支援策」、「人権施策」など、政府が一体となって省庁横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携を図る。
- 3 女子差別撤廃委員会からの最終見解（2009 年 8 月）における指摘事項について点検するなど、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な協調を図る。その際、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視する。
- 4 計画の策定過程の透明化を進め、NGO を含めた国民の意見を反映するなど、計画の策定過程を重視する。

V 改めて強調すべき視点

第 3 次基本計画の策定に当たって改めて強調すべき視点は次のとおりである。

- 1 女性の活躍による社会の活性化
 - ・ 経済の低迷と閉塞感の高まりや、高齢化が進む中、女性を始めとする多様な人材の活用による経済の活性化が求められる。

- ・ 女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することは、単に労働供給を量的に確保するという観点ではなく、グローバル化や消費者ニーズが多様化する中で、持続的に新たな価値を創造することが可能なシステムの構築にとって不可欠である。
- 2 男性にとっての男女共同参画
- ・ 男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、すべての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、男女共同参画を男性の視点から捉えることも不可欠である。
 - ・ 長時間労働の見直し、直面する介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも、男女共同参画の理解に向けた男性に対する積極的な働きかけが必要である。
- 3 子どもにとっての男女共同参画
- ・ 次代を担う子どもたちが健やかに育ち、幸せに暮らせる社会を目指すとともに、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成は、持続可能な社会を形成するためにも重要な視点である。
 - ・ 家族の形態、個人のライフスタイルなどが多様化する中で、ひとり親家庭の子どもや、性暴力の被害を受けている子どもなど支援が必要な子どもも増えており、安全で安心して暮らせる環境づくりのため、社会全体で子どもたちを支えることが必要である。
- 4 様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ・ 単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、グローバル化などの中、貧困に陥る層が増加している。女性は、出産・育児等により就業を中断することが多いこと、非正規雇用が多いこと、女性への暴力が自尊心や心身を傷つけ、自立に向けた就業や社会参加を困難にしていることなどを背景に、貧困など生活上の困難に陥りやすい。特に、高齢単身女性や母子世帯層などで相対的貧困率が高い。また、障害がある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくない。
 - ・ 家庭や地域における男女共同参画、女性が働きやすい就業構造への改革など、男女共同参画の推進が様々な困難な状況に置かれている人々への対応に不可欠である。
- 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・ 女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。
 - ・ 暴力を容認しない社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など、女性に対する暴力の様々な形態に応じた根絶のための幅広い取組を総合的に推進することが必要である。
- 6 地域における身近な男女共同参画の推進
- ・ 地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の家族形態の変化などの中で、地域力を高めていくためには、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会

を形成していくことが重要である。このため、地域における意思決定システムへの女性の参画や、特定の性に偏って担われている活動などへ多様な者が参画することが必要である。

- ・地域において男女共同参画を推進することが、様々な活動を行っているあらゆる人々にとっての身近な男女共同参画につながる。

VI 喫緊の課題

5年間の計画期間において取り組む制度的な課題のうち、特に早急に対応すべき主な課題は次のとおりである。

- 1 分野や実施主体の特性等に応じた実効性のあるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進
 - ・「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」という目標の達成には、取組を相当強化し、加速することが必要である。そのための具体的な手段としては、クォータ制（法的根拠のある強制型割当制・自発的割当制など）やインセンティブ付与、ゴール・アンド・タイムテーブル方式など多種多様な方法があり、分野や実施主体の特性に応じ、実効性のあるポジティブ・アクションを推進することが重要である。
 - ・特に、政治、行政、雇用、学術等の分野における女性の参画促進のためのポジティブ・アクションの実施については、女子差別撤廃委員会の最終見解において、2年以内にフォローアップを行うこととされており、効果的なポジティブ・アクションの実施が不可欠である。
- 2 より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
 - ・男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要である。
 - ・男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映させるため、育児や介護など家庭で担われている役割の評価やジェンダー予算の検討を行うとともに、ジェンダー統計の活用を進める。また、男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への変更といった視点から、固定的性別役割分担を前提とした制度・慣行の見直しを行う。
- 3 雇用・セーフティネットの構築
 - ・経済雇用情勢の悪化の影響は、求職中の離職者や女性が半数以上を占める非正規労働者などへのしわ寄せをもたらす。女性が当たり前働き続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるよう、雇用の問題、特に男女間の賃金格差の解消や「M字カーブ問題」の解消、均等待遇の確保、長時間労働の抑制、非正規雇用における課題への取組が必要である。
 - ・貧困や人間関係など生活上の様々な困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、家族や地域による相互扶助機能の低下に対応したセーフティネットの再構築など、個人の

様々な生き方に沿った切れ目ないサービスの提供が必要である。

- ・ 障害者や定住外国人など、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合に、適切な支援が必要である。

4 推進体制の強化

- ・ 男女共同参画社会の形成には、推進力を一層強化していくことが必要である。国内本部機構の機能を最大限に発揮できるようにするなど、総合的な企画立案機能、横断的な調整機能、基本計画や女子差別撤廃委員会最終見解等の実施状況についての監視・影響調査機能の強化が必要である。
- ・ 地方公共団体や民間団体等における取組への支援を行い、関係機関がそれぞれの機能を十分に発揮するとともに、有機的に連携して取り組むことが必要である。

(4)今後の八千代市の男女共同参画社会の形成に向けて

八千代市の男女共同参画の現状と課題や国の第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方から、今後の八千代市の男女共同参画社会の形成に向けて考えると、現状では、性別による役割分担意識の是正、女性の政策方針決定分野への参画や就業機会の創出、出産育児に関する休業制度等の検討・整備等、男女共同参画社会の形成が進んだ分野はあるが、しかしながら、意識改革、ドメスティックバイオレンス、仕事と家庭や地域生活との両立、女性の職業能力の形成、あらゆる分野への男女の参画など、課題の解決は未だ十分に進んでいるとは言えない。

また、今後の課題として、男性の日常生活支援、男性の参画が少ない分野への参画推進や社会情勢、経済雇用情勢の変化による生活困難を抱える人々の増加などの新たな課題にも対応していかなければならない。

そのためには、男女共同参画について一層の意識の醸成を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進し、市民・地域団体・企業等の主体的な参画と連携のもと、推進体制を強化し、実践的に男女共同参画を推進していく必要がある。

今後も以上のことを踏まえ、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、健やかで充実した人生を築けるよう、女性と男性が等しく認めあい、共に支えあう社会の実現に向けての取り組みが重要である。